

調達件名：令和8年度 政府共通決済基盤に係るプロジェクト管理支援業務

項	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	質問等	理由	回答
1	調達仕様書(案)_令和8年度 政府共通決済基盤におけるプロジェクト管理支援業務.pdf	4	2	3		1	『相互けん制の観点から本業務と表1「関連する調達案件の一覧」項番11に挙げる業務は、令和8年度に調達する項番7～10の業務の入札制限の対象とする。詳細については「10.4入札制限」も参照すること。』との記載について、「本業務と表1「関連する調達案件の一覧」項番11に挙げる業務」は同一の業務ではないでしょうか。また、「10.4入札制限」を参照することとなり、当該箇所では『本調達は、「デジタル庁における入札制限等に関する規程」に従い、入札の制限を行う。』と記載されています。 「デジタル庁における入札制限等に関する規程」を確認したところ、当該規程は、デジタル庁様の職員が関係する会社に対する制限しか記載されていませんが、参照すべき規程は上記規程で間違いないでしょうか。(当該規程のみを参照することが正しい場合、例えば本業務を受託した企業の子会社は、項番7～10の業務を受託することが可能となりますが、その理解で正しいでしょうか。)	入札制限の内容を正しく理解するため	調達仕様書の記載を次のように修正いたします。 「相互けん制の観点から本業務と、表1「関連する調達案件の一覧」項番2、7、8、9及び10に挙げる業務は、入札制限の対象とする。 なお、表1「関連する調達案件の一覧」項番2、7、8、9及び10は、相互に入札制限の対象とはしない。」
2	調達仕様書(案)_令和8年度 政府共通決済基盤におけるプロジェクト管理支援業務.pdf	5	3	2	(2) WBSの管理	1	『受託者は、関連する事業者及び主管課の内製開発チーム(以下「各事業者等」という。)の作成するWBSを踏まえ、プロジェクト全体の管理を実施すること。』との記載がありますが、「主管課の内製開発チーム」が実施する作業も本業務での管理対象となるとの理解でよろしいでしょうか。 理解が正しい場合、「主管課の内製開発チーム」の開発する具体的な内容、規模、政府共通決済基盤との関係についても調達仕様書に追記していただけないでしょうか。	本業務の内容を正しく理解するため	「主管課の内製開発チーム」が実施する作業も本業務での管理対象となります。 調達仕様書の3.2(2)に記載を追加いたします。 「なお、各事業者等は下記を指している。 ①令和8年度 政府共通決済基盤における国庫納付機能の実装整備事業者 ②令和8年度 政府共通決済基盤における省庁機能の実装整備事業者 ③令和8年度 政府共通決済基盤のサービス事務及びシステム運用保守に係る事業者 ④令和8年度 政府共通決済基盤のPCIDSS準拠継続に向けた審査等に係る事業者 ⑤内製開発チーム(上記③の変更開発、運用改善等を実施) ⑥政府共通決済基盤を利用したキャッシュレス納付に係る決済代行事業者」
2	調達仕様書(案)_令和8年度 政府共通決済基盤におけるプロジェクト管理支援業務.pdf	8	5	1	(2) 省庁業務のAs-Is整理	1	『受託者は、政府共通決済基盤の接続先となる省庁業務の現状(As-Is)に対し、その全容を示す業務フローと決済部分に焦点を当てた詳細な業務フローを区別して整理すること。このとき、全容を示す業務フローについては、決済部分だけでなく、決済後に省庁が実施する会計業務までも考慮して整理すること。』との記載がありますが、業務フロー及び詳細な業務フローの整理にあたり、関係する省庁へのヒアリングやレビューが必要になると考えますが、依頼にあたっての調整窓口は貴庁において実施いただけるとの認識でよろしいでしょうか。	本業務の内容を正しく理解するため	関係する省庁へのヒアリングやレビュー等の調整窓口は、本業務に含まれません。なお、調整開始当初数回は当庁において実施いたします。
3	調達仕様書(案)_令和8年度 政府共通決済基盤におけるプロジェクト管理支援業務.pdf	8	5	1	(3) 省庁業務のTo-Be検討	1	省庁業務のTo-Be業務フローの作成にあたり、関係省との協議や合意は必要となりますでしょうか。それとも貴庁との合意のみを想定されていますでしょうか。	各府省への合意を必要とする場合と、貴庁との合意のみで良い場合で、業務量が異なるため	省庁業務のTo-Be業務フローの作成にあたり、関係省との協議や合意は必要となります。なお、当庁も同席いたします。
4	調達仕様書(案)_令和8年度 政府共通決済基盤におけるプロジェクト管理支援業務.pdf	8	5	1	(4) システム要件への反映・同期	1	『受託者は、合意された省庁業務のTo-Beを要件定義書及び各種設計書に反映・同期させることで、システム要件定義に利用可能な状態とする支援を行うこと。』との記載について、各種設計書に反映させるのは、本業務の受託者の役割で間違いないでしょうか。	本業務の内容を正しく理解するため	各種設計書に反映させるのは、本業務の受託者の役割ではありません。本業務においては、政府共通決済基盤における国庫納付機能の実装整備事業機能事業者が、反映・同期する支援を行います。
5	調達仕様書(案)_令和8年度 政府共通決済基盤におけるプロジェクト管理支援業務.pdf	10	6	1		1	『また、令和8年度に実施すべき業務計画案を作成して引き継ぐこと。』との記載がありますが、本業務は令和8年度の業務であるため、これは「令和9年度以降に実施すべき業務計画案」の誤記ではないでしょうか。ご確認いただけますでしょうか。	記載誤りと思われるため	調達仕様書を修正いたします。
6	調達仕様書(案)_令和8年度 政府共通決済基盤におけるプロジェクト管理支援業務.pdf	5	3	4		4	『各種会議運営、関係者との連携受託者は、主管課が実施する各事業者、各府省庁及びその他関係機関との会議等に係る事務を行うこと。日程調整、資料準備、議事進行、議事録作成等がこれに当たる。』との記載がありますが、「2.2.調達案件の一覧」に挙げた関連する調達案件の受託者(関連する事業者)が主催する会議体の議事録は、関連する事業者が作成するものと理解しております。 理解が正しい場合は、明確に記載されてはいかげでしょうか。	本業務の受託者の役割をより明確にするため	次のように修正いたします(「(各事業者が主催する会議等を除く)」を追加)。 「受託者は、主管課が実施する各事業者、各府省庁及びその他関係機関との会議等に係る事務を行うこと(各事業者が主催する会議等を除く)。日程調整、資料準備、議事進行、議事録作成等がこれに当たる。」